

会 議 録（要 旨）

会 議 名	第1回武蔵村山市市民協働推進会議
開 催 日 時	平成24年6月5日（火）午後7時00分 ～ 9時30分
開 催 場 所	市役所301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：（委員）渡辺龍也、奥原せつ子、伊東理年、比留間英世、高橋茂明、北口良夫、本間由美子、内野正利、下田光男 （事務局）協働推進課長、協働推進課主査、協働推進課主事
報 告 事 項	報告事項1 委員及び事務局の紹介 報告事項2 協働事業提案制度実施事業補助金交付要綱の制定について
議 題	議題1 平成24年度の協働事業提案制度の事業計画及び市民協働推進会議の開催予定について 議題2 提案事業の審査要領の制定について 議題3 募集要項について 議題4 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1 平成24年度の協働事業提案制度の事業計画及び市民協働推進会議の開催予定について 事務局案どおりとする。 議題2 提案事業の審査要領の制定について ・第一次審査の「合計点数が」を二次審査の「合計点数が満点合計の」と統一する。 ・（1）第一次審査の「ウ 第二次審査採択事業の選定」のただし書きを（2）第二次審査の「キ 採択すべき事業」のただし書きから「審査項目中の「協働の必要性」及び「事業の実現性」の観点から」を削除したものと同様の表現とする。 ・第一次審査と第二次審査の審査基準の内容は同様とする。 議題3 募集要項について 各委員が事務局で修正したものを確認後、市報等で公開する。 議題4 その他 次回会議を平成24年9月3日（月）午後7時から403集会室で開催する。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発信者) □印：座 長 ○印：委 員 ●印：事務局	報告事項1 委員及び事務局の紹介 ●平成24年4月1日付の組織改正に伴い、委員及び事務局に変更があったので報告する。 報告事項2 協働事業提案制度実施事業補助金交付要綱の制定について □補助金の前払金の請求はいつでも申請できるのか。 ●補助金交付決定を受けた後であれば、いつでも申請できる。 □補助金の前払金は満額請求できるのか。 ●そのとおりである。 ○第5条に「実施団体は、補助金の交付を受けようとするときは、平成24年9月28日までに市長に申請しなければならない」とあるが、昨

年度に採択された事業の申請期限なのか。

●そのとおりである。

議題1 平成24年度の協働事業提案制度の事業計画及び市民協働推進会議の開催予定について

●事務局から次第2頁に基づいて説明。

□昨年度、採択された事業は平成25年度に事業報告会を開催するのか。

●そのとおりである。

□事務局案どおりでよいか。

-異議なし-

議題2 提案事業の審査要領の制定について

●事務局から資料3に基づいて説明。

○4、審査の方法の(1)第一次審査の「ウ 第二次審査採択事業の選定」は「合計点数」が5割以上の事業を選定となっているが、(2)第二次審査の「キ 採択すべき事業」には「合計点数が満点合計」の6割以上となっているが、「合計点数」と「合計点数が満点合計」の違いはなにか。

●第二次審査の「合計点数が満点合計の」という表現が正しいので、第一次審査の「合計点数が」を修正する。

○(2)第二次審査の「キ 採択すべき事業」のただし書きの中に「審査項目中の「協働の必要性」及び「事業の実現性」の観点から」という文言は、審査基準全てを意味しているので、削除した方がよい。

□第二次審査は満点合計の6割未満でも審査委員の過半数が推薦すれば採択されるが、第一次審査は満点合計の5割未満では選定されない要領になっている。まだ、この事業は2年目なので、申請団体が増えるまでは第一次審査で5割未満であっても、第二次審査と同じただし書きを適用し、第二次審査に選定できるようにした方がよいのではないか。

●そのように修正する。

●第一次審査と第二次審査の審査基準は同じ内容でよいか。

□本日の会議で決めなければいけないのか。

●7月1日付の市報で広報するので、本日の会議で決めてもらいたい。

□今年度の第一次審査と第二次審査の審査基準は同じでよいか。

-異議なし-

議題3 募集要項について

●事務局から資料4に基づいて説明。

○1頁目の制度の目的と概要の中に「採択優先順位順に市の予算の範囲内で補助金が交付されます。」とあるが、採択されても補助金がもらえないことがあるのか。

●そのとおりである。

○採択されても補助金が交付されない事業はどうか。

●補助金が交付されないので事業が実施できない。

○採択されて補助金がもらえず、事業が実施できない場合は翌年度、また応募しなければならないのか。

●そのとおりである。

- 予算の議決後に採択の通知をするのか。
- 募集要項の9頁のフローチャート記載してある⑩の結果通知が採択の通知になるが、この段階では内示であることを明確に記載し、予算化されずに事業が実施できない場合もあることを理解してもらうようにする。最終的な決定は市長名で3月下旬に通知する予定である。
- 昨年度はいつ誰が提案団体に通知しているのか。
- 昨年度は内示の文書を事務局名で1月に通知し、予算化された後に最終的な決定通知を市長名で3月に送付している。
- 9頁目の⑩の結果通知は実施要綱の第7条に記載してある協働事業採択（不採択）通知書ではないのか。
- 協働事業採択（不採択）通知書にあたるのは、3月下旬に通知するものである。
- 実施要綱に記載していないのであれば、⑩の結果通知は必要ないのではないか。
- ⑩の結果通知をなくしてしまうと、3月まで提案団体は審査結果がわからないので、第二次審査の結果を市長に報告した後に、事務局名で市長に報告した内容を提案団体に通知した方がよい。また、第二次審査の結果通知の文言の中に最終的な決定は3月に通知することを明確に記載し、提案団体が採択されたと誤解を招かない文書を送付すればよい。
- 補助対象経費に期限が記載されていないが、事業を準備する段階での経費は補助対象なのか。
- 事業を実施する年度内の経費は補助対象だが、前年度に準備していた場合は補助対象外であるため、2頁目の補助対象となる経費の説明文に付け加える。
- （文言について）
- 1頁目の*市民活動団体とはに記載してある「配分」は「分配」である。「2 対象となる事業」の「対象外とするもの」のうち、②「営利のみを目的とした事業」は「営利を目的とした事業」に修正した方がよい。3頁目の「5 応募資格」の⑤のウの最後に「主たる目的とするもの」とあるが、特定非営利活動促進法上の「特定非営利活動」の定義の中に「主たる」は含まれていない。5頁目の「11 審査の方法及び基準」の②の内容はプレゼンテーションが第二次審査という表現になっているが、プレゼンテーションの後に行う審査が第二次審査であるので、そのような内容に修正した方がよい。
- 4頁目の「7 スケジュール」の11の「審査結果の通知（内定）」は「第二次選考結果の通知」に修正した上で、9と10の間に移動させ、16の「結果の公表」と、合わせて「結果の通知」も掲載した方がよい。
- 7頁目の「15 事業評価」の中に「最終評価を行います。」とあるが、主語がないので、最終評価を行う「市長」を記載した方がよい。
- 9頁目の「⑭事業の実施準備」が記載されていると、採択された事業の準備を提案団体が行ってしまうので、削除した方がよい。
- 募集要項については修正箇所が多々あるので、事務局で修正した募集要項を委員全員に送付し確認してもらうことでよいか。
- 異議なし-
- 修正した募集要項を後日送付する。

議題4 その他

- 次回会議を平成24年9月3日（月）午後7時から403集会室で開

	催する。
--	------

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 ()	傍聴者： _____ 0 人
-----------------	---	----------------

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： _____) <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等： _____)
------------------	---

庶務担当課	生活環境部 協働推進課 (内線： 242)
-------	------------------------

(日本工業規格A列4番)